

入札説明書

県立かこがわ清流特別支援学校ネットワーク環境構築整備工事に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 県立かこがわ清流特別支援学校ネットワーク環境構築整備工事
- (2) 入札公告日 令和8年1月7日
- (3) 仕様 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
ただし、ネットワーク環境整備予定の校舎は現在工事中のため、施工が可能となる日は、校舎引き渡し後（3月中旬）を予定しています。
- (5) 履行場所 県立かこがわ清流特別支援学校
兵庫県加古川市平荘町山角467

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による確認を一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は、登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通5-10-1）
電話番号 078-341-7711（内線 75786）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、入札参加申込期間の最終日及び当該業務の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録指定ない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、前記2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和8年1月16日（金）午後4時までに後記4(1)の場所に提出すること。
後記11(1)ア及び(2)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記

(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

(1) 提出場所

〒651-2215 神戸市西区北山台2丁目566-134 県立のじぎく特別支援学校内
兵庫県かこがわ清流特別支援学校開校準備室 担当 西田
電話(080)4152-9850 内線 FAX(078)995-7088

(2) 申込期間

令和8年1月7日（水）から同月16日（金）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込書類

ア 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書を作成のうえ、上記(1)の申込場所に提出すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を令和8年1月16日（金）午後4時までに上記申込場所に提出すること。

ウ 後記11(1)ア及び(2)アに示す国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績が「有」の場合は、契約締結及び履行の実績についてそれを証する書面を入札参加申込書に添付すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年1月20日（火）までに入札参加申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知する。

については、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。
返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和8年1月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 提出場所

前記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和8年1月26日（月）までに書面により回答する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

- ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 設計図書の貸与

- (1) 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ）の貸与を希望する者は、次により貸与を受けること。

- ア 受付期間

- 令和8年1月7日（水）から1月16日（金）午後4時まで

- イ 受付場所

- 県立かこがわ清流特別支援学校開校準備室

- （神戸市西区北山台2丁目566-134 県立のじぎく特別支援学校内）

- 電話番号 (080)4152-9850 FAX (078) 995-7088

- ウ 設計図書受領の際には、設計図書受領書を提出すること。

- (2) 貸与された設計図書は、入札書を提出時に返却すること。ただし、契約担当者が別に定めたときは、各自複製したうえで、指定期限までに返却すること。

6 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を送付すること。

- ア 受付期間

- 令和8年1月7日（水）から1月19日（月）正午まで

- イ 受付場所

- 県立かこがわ清流特別支援学校開校準備室 FAX 078-995-7088

- ウ 提出書類

- 質問書（様式は任意）

- エ 提出方法

- FAXにより提出すること。

- オ 質問の回答

- 令和8年1月22日（木）午後1時に、入札参加者にFAXで回答する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時及び場所

- 日時 令和8年1月28日（水）午前10時から

- 場所 県立かこがわ清流特別支援学校開校準備室内

- （神戸市西区北山台2丁目566-134 県立のじぎく特別支援学校内）

- (2) 前記4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

9 入札書の提出方法

(1) 郵便（書留郵便に限る。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「再度入札（2回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和8年1月27日（火）午後4時までに下記の場所に必着すること。

県立かこがわ清流特別支援学校 担当：西田
〒651-2215 神戸市西区北山台2丁目566-134 県立のじぎく特別支援学校内

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者は、開札の日時までに物品関係入札参加資格を有すると認めなければ入札書を受理できない。

(2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。

10 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
イ 年月日は、入札書の提出日とする。
ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された総価格をもってする。また、落札価格は、当該総価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をとるので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月26日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合は、前記4に示した入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査

を行い、免除の可否を前記4(4)イに併せて通知する。

イ 保険会社との間に兵庫県立かこがわ清流特別支援学校長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札希望金額の100分の110)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国(公社・団体を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出すること。

イ 保険会社との間に兵庫県立かこがわ清流特別支援学校長を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結予定日(令和8年2月3日)までに前記4(1)の場所に提出すること。

12 開札

開札は、入札事務に關係のない職員を立会わせて行う。

13 無効とする入札

- (1) 前記2の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格がない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和8年1月26日（月）正午までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、開札の日以前の任意の日を開始日とし、保険期間が契約締結予定日（令和8年2月3日）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
- (8) 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
イ 初度の入札において、15(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、15(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者の指定する期日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通保有する。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19 その他注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことの

ないよう努めること。

20 入札事務担当
〒651-2215
神戸市西区北山台 2 丁目 566-134 県立のじぎく特別支援学校内
県立かこがわ清流特別支援学校 担当 西田
電話(080)4152-9850 FAX(078)995-7088